

広島県公安委員会告示第3号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成24年1月12日

広島県公安委員会

委員長 水 野

勝

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
1P1162	告示の日 (平成24年1 月12日)か ら3年間	ぱちんこ 遊技機	CR新・子連れ狼3 ～二河白道、再び ～	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 敏博 (愛知県名古屋市中川区太 平通一丁目3番地)	左同
1P1166	同上	同上	CR新・子連れ狼3 ～NewLoneWolf～	同上	左同